

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【公開番号】特開2015-87490(P2015-87490A)

【公開日】平成27年5月7日(2015.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2015-030

【出願番号】特願2013-224892(P2013-224892)

【国際特許分類】

G 03 G 21/18 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 6

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月27日(2016.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも像保持体と、前記像保持体を保持すると共に前記像保持体の表面の一部が露出する露出部を設けたカートリッジ筐体と、を有し、装置本体に対して装着される前の状態で、前記カートリッジ筐体に対して着脱自在なカバーが前記カートリッジ筐体に装着されて前記露出部を覆うカートリッジと、

前記装置本体に設けられ、前記カートリッジを第1方向から挿入自在な開口部と、

前記カートリッジを装置本体に挿入する際に、前記カバーの先端部と嵌合して、前記カバーの前記第1方向への移動を規制する規制部と、

前記カートリッジが装着されたときに、前記カバーの前記先端部が前記装置本体と前記カートリッジとによって挟持される付勢力が付与されるように前記カートリッジを付勢可能な付勢部と、を有する、

ことを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記カートリッジの前記第1方向と交差する第2方向の位置決めを行う位置決め部と、

前記カートリッジに設けられ、前記カートリッジが装着位置にあるときに前記位置決め部と当接可能な被位置決め部と、を備え、

前記付勢部は、前記カバーが本体から取り外された場合に、前記被位置決め部を位置決め部に当接させる、

ことを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記被位置決め部は、前記カートリッジが前記装着位置に到達する際に、前記被位置決め部との当接面が前記位置決め部よりも前記被位置決め部側に位置した前記カバーの当接部と当接する、

ことを特徴とする請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記被位置決め部は、前記カートリッジの挿入動作に伴って前記カートリッジ筐体が前記第1方向に相対移動する際に、前記当接部の前記第1方向上流に形成された被位置決め案内部と摺接して前記当接部に案内される、

ことを特徴とする、請求項3に記載の画像形成装置。

**【請求項 5】**

前記カートリッジ筐体は、前記カートリッジの挿入動作に伴って、前記カバーの挿入案内部により前記第1方向に案内される、

ことを特徴とする、請求項1ないし4のうちの何れか1項に記載の画像形成装置。

**【請求項 6】**

前記カートリッジ筐体は、前記カバーの装着状態で前記カバーの係止部が係止され、前記カートリッジ筐体が前記カバーに対して前記第1方向に相対移動する際に前記係止部の係止が外れるように形成されている、

ことを特徴とする、請求項1ないし5のうちの何れか1項に記載の画像形成装置。

**【請求項 7】**

前記カートリッジは、前記像担持体と、前記像担持体の表面を帯電させる帯電手段と、前記像担持体の表面を清掃する清掃手段と、を有する、

ことを特徴とする、請求項1ないし6のうちの何れか1項に記載の画像形成装置。

**【請求項 8】**

前記カートリッジは、前記像担持体の表面に形成された静電潜像を現像する現像手段を有する、

ことを特徴とする、請求項7に記載の画像形成装置。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、少なくとも像担持体と、前記像担持体を保持すると共に前記像担持体の表面の一部が露出する露出部を設けたカートリッジ筐体と、を有し、装置本体に対して装着される前の状態で、前記カートリッジ筐体に対して着脱自在なカバーが前記カートリッジ筐体に装着されて前記露出部を覆うカートリッジと、前記装置本体に設けられ、前記カートリッジを第1方向から挿入自在な開口部と、前記カートリッジを装置本体に挿入する際に、前記カバーの先端部と嵌合して、前記カバーの前記第1方向への移動を規制する規制部と、前記カートリッジが装着されたときに、前記カバーの前記先端部が前記装置本体と前記カートリッジとによって挟持される付勢力が付与されるように前記カートリッジを付勢可能な付勢部と、を有することを特徴とする画像形成装置にある。

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

[保護カバーとプロセスカートリッジとの関係]

次に、保護カバー10とプロセスカートリッジ30との関係について、図4を用いて説明する。プロセスカートリッジ30は、上述のように、カートリッジ筐体31と、保護カバー10とを有する。保護カバー10は、装置本体69に対して装着される前の状態で、カートリッジ筐体31に対して着脱自在で、カートリッジ筐体31に装着した状態で、カートリッジ筐体31の感光ドラム1の表面の一部が露出する露出部35(図2)を覆う。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

また、図4(a)に示すように、保護カバー10には、樹脂製のバネをフック状に形成した係止部43が設けられている。係止部43は、保護カバー10によりカートリッジ筐体31の露出部35を覆った状態(装着状態)で、カートリッジ筐体31の一部に係止する。一方、係止部43は、カートリッジ筐体31が第1方向に相対移動する際に、カートリッジ筐体31の一部との係止が外れるよう形成されている。言い換えれば、カートリッジ筐体31は、保護カバー10の装着状態で係止部43が係止され、カートリッジ筐体31が保護カバー10に対して第1方向に相対移動する際に係止部43の係止が外れるように形成されている。即ち、後述するように、保護カバー10の移動が阻止された状態でプロセスカートリッジ30が挿入方向に押されて、所定以上の力が係止部43に作用することで、係止部43の樹脂バネが撓んでフックの係止が外れるようになっている。